

## JAリフォームローン「プロジェクト」

(2024年4月1日現在)

ローン名	J Aリフォームローン「プロジェクト」
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"><li>●当JAの地区内に居住、または勤務（営業）している方</li><li>●お借入申込み時点の年齢が20歳以上、74歳以下で最終ご返済時の年齢が79歳以下の方</li><li>●継続して安定した収入がある方</li><li>●当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証を受けられる方</li><li>●その他当JAが定める条件を満たしている方</li></ul>
資金用途	ご本人または、同居のご家族が必要とする以下の資金 ①住宅の増改築および住宅の設備機器購入資金 ②バリアフリー工事および介護機器購入資金 ③キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム資金 ④エコキュート、太陽光発電システム購入資金 ⑤耐震強化工事資金等 ⑥上記①～⑤のリフォーム資金とリフォームローンの借換を合わせた資金 ⑦上記①～⑤のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金 ⑧リフォームローンの借換資金 ⑨上記の①～⑦の資金と合わせた家電、家具の購入資金または買い替え資金 ⑩10kW以上50kW未満の産業用太陽光発電システム購入資金 ⑪リフォーム工事に解体作業が伴う場合、その解体費用 ⑫空き家解体費用
借入金額	<ul style="list-style-type: none"><li>●10万円以上1,500万円以内（1万円単位）</li></ul> <p>※営農者を除く自営業者の場合は10万円以上1,000万円以内（1万円単位）</p> <p>※借換のみの場合は、現在お借入中のローンの残存一括償還金額以内とします。</p> <p>※資金用途の⑩をご利用の場合は、10万円以上2,000万円以内（営農者を除く自営業者は10万円以上1,000万円以内）</p> <p>※資金用途の⑪をご利用の場合、300万円を上限とし、すべての工事完了後の支払いとします。</p> <p>※資金用途の⑫をご利用の場合は、500万円を上限とします。</p>
借入期間	<ul style="list-style-type: none"><li>●6ヶ月以上20年以内（1ヶ月単位）</li></ul> <p>※借換のみの場合は、現在お借入中のローンの残存期間以内とします。</p> <p>※資金用途の⑫をご利用の場合は、10年を上限とします。</p>
借入利率	<p>●次のいずれかよりご選択いただけます。 【固定金利選択型】</p> <p>当初お借入時に固定金利期間（3年、5年、10年、15年）をご選択いただけます。選択した固定金利期間によってお借入利率は異なります。</p> <p>固定金利期間終了時に、お申出により、再度、その時点での固定金利を選択することもできますが、その場合の利率は当初お借入時の利率とは異なる可能性があります。なお、固定金利期間終了に際して、再度、固定金利選択のお申出がない場合は変動金利に切替わります。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行います。ただし基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>※金利は店頭に掲示します。詳細については、当JA窓口へお問い合わせください。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>当初のお借入利率を、完済時まで適用します。</p> <p>※ただし、金融情勢の変化その他相当の事由により変更される場合もございます。</p>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"><li>●元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済、特定月増額返済（毎月返済に加え6ヶ月ごとの特定月に増額して返済）のいずれかをご選択いただけます。</li></ul> <p>ただし年2回の増額返済の割合は、お借入金額の50%以内とします。</p>
保証人	<ul style="list-style-type: none"><li>●当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、保証人は必要ありません。</li></ul>

<b>保証料</b>	●金利内包型（お客様に支払っていただく金利に含まれます。） なお、保証料率は年 0.8%です。												
<b>担保</b>	●不要です。												
<b>団体信用生命共済</b>	<p>●原則として、当JA所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただきます。 なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体信用生命共済名</th> <th>加算利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.10%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0.10%</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.15%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）</td> <td>年 0.25%</td> </tr> </tbody> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.10%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.10%	団体信用生命共済（連生）	年 0.15%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.25%
団体信用生命共済名	加算利率												
団体信用生命共済（特約なし）	なし												
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.10%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.10%												
団体信用生命共済（連生）	年 0.15%												
三大疾病保障特約付団体信用生命共済（連生）	年 0.25%												
<b>9大疾病補償保険</b>	<p>●ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.35%</p>												
<b>手数料</b>	<p>●ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <table> <tr> <td>①全額繰上返済の場合</td> <td>②一部繰上返済の場合…5,500円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円未満</td> <td>5,500円</td> </tr> </table> <p>●ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>●固定金利期間終了後、再度、固定金利を選択される場合は 5,500円の取扱手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>	①全額繰上返済の場合	②一部繰上返済の場合…5,500円	1,000万円以上	11,000円	1,000万円未満	5,500円						
①全額繰上返済の場合	②一部繰上返済の場合…5,500円												
1,000万円以上	11,000円												
1,000万円未満	5,500円												
<b>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</b>	<p>●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支所または金融部（電話：088-883-6934）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合の金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>愛媛弁護士会仲裁センター（電話：089-941-6279）※1 岡山弁護士会仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）※2</p> <p>※1 「利用者からの直接申し立てを可能としている」弁護士会を選定した場合 ※2 「JAバンク相談所を通じての利用となる」弁護士会を選定した場合</p>												
<b>その他</b>	<p>●返済額の試算をご希望の方は当JA窓口へお申し付けください。</p> <p>●お申込みにあたっては、当JAおよび当JAが指定する保証機関（株式会社ジャックス）の所定の審査があります。審査の結果によっては、ご希望に添いかねる場合もございます。なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>●印紙税が別途必要となります。</p> <p>●連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。</p>												